上島　健次　橿村　通　桑原　信也
小池　宏樹　多田善四郎　冨山　茂貴
藤平　和夫　森　正義　山岡良佳治

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

池田　雅彦
幸田　英吾

従七位に叙する（以上三月十九日）

○叙勲

毛屋　実　高野　允雄　小林　敏郎
旭日双光章を授ける（各通）
畑　久雄
旭日単光章を授ける（以上三月十七日）
樫村　弘　殿岡　和郎
旭日小綬章を授ける（各通）
三島光一郎
旭日双光章を授ける
大内　一成　大島　憲昭
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
佐藤　福子
旭日単光章を授ける（三月十九日）
岡部　稔
瑞宝小綬章を授ける（各通）
松澤　孝明　今井　等
瑞宝双光章を授ける
石塚　重春　大野　勝弘
原田　進　渡　義雄　釘本　高則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
（国立大学法人職員）
齋藤　一朗
瑞宝小綬章を授ける
一ノ宮照祀　市橋　勇　加藤　誠
金山　洋一　武井　幸雄　松山　豊
皆川　雅広
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡村　敏幸　北山　貞夫　高久　和雄
田村　隆二　吉岡　和子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
尾坂　先
瑞宝小綬章を授ける
冨山　茂貴
瑞宝双光章を授ける
池田　雅彦　橿村　通　小池　宏樹
幸田　英吾　田中　始　長谷川善七
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の埼玉県く行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月二十四日

皇居（乾門）御出門

埼玉県茶業研究所

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校

お泊所　ホテル・くリテイジ

第二日　五月二十五日

秩父神社

秩父〃ユーズパーク音楽堂

秩父〃ユーズパーク（第七十五回全国植樹祭会場）

秩父〃ユーズパーク音楽堂

東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

還幸啓

天候不良等の場合

第二日五月二十五日第七十五回全国植樹祭会場が秩父宮記念市民会館に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

秩父神社まで当初の第二日の御日程に同じ。

秩父宮記念市民会館（第七十五回全国植樹祭荒天会場）

東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

還幸啓

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定に基づき、次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同令第八十四条の四において準用する同令第四条の二十二第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
(二)　登録番号　操失講第一二九号
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　日海株式会社
(四)　住所　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
日海株式会社　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
二　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
(二)　登録番号　操失講第一三〇号
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
(四)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十三の規定に基づき、次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
(二)　登録番号　操更講第一三〇号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名
日海株式会社
(四)　住所　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
日海株式会社　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
二　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
(二)　登録番号　操更講第一三一号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名
一般財団法人日本船舶職員養成協会
(四)　住所　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

東北運輸局長　川崎　博

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「259,650円」を「268,650円」に、「243,200円」を「252,200円」に、「200,550円」を「209,550円」に、「191,400円」を「200,400円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「254,300円」を「263,300円」に、「192,400円」を「201,400円」に改める。

３．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「１人歩船員　208,200円（月払いとする。）（青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する２そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については、194,350円）」を「１人歩船員　218,200円（月払いとする。）」に改める。

附　則

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）